令和４年６月定例会報告

令和４年６月議会が、６月１０日(金)から６月２８日(火)まで開催されました。

今議会では、すべての議案が可決されましたが、平成２９年６月２９日に発生した宇部市立桃山中学校新体育館建設工事に関し、請負業者がUBE（株）（当時：宇部興産）所有高圧ケーブルを建設工事に伴い切断し損害を与え、宇部市が損害の９０％である２億６８４９万２９１５円を支払う調停案が議決されました。文教民生委員会で審議され、調停案に従い賠償すべきであるとの結論で、私も同意いたしました。

以下、下記のとおり一般質問を行いましたので、報告します。

記

皆様、おはようございます。令心会の芥川貴久爾です。

新庁舎の真新しい議場で質問するということで、気持ちが一層引き締まる思いがしております。

篠﨑市長さんにおかれましては、第五次宇部市総合計画のもと、多様な主体がまちづくりに参画し、自分たちのまちは自分たちで作るという意識を醸成し、共に考え、実践する仕組みや場の構築を図るなど、共創によるまちづくりを進めようとしていらっしゃいます。

そのような中、コロナ禍で、歯科健診やがん検診を受診されている方が減少しているとお聞きし、また、コミュニティ活動もこの 2 年余り実施がままならなかったことを憂慮し、少しでもコミュニティ活動を活性化させたいという思いから、西岐波地区コミュニティ推進協議会では、健康づくり運動をより強力に進めるため、5 月 15 日に宇部歯科医師会及び山口県歯科衛生士会宇部支部のご協力をいただき、市長さん、担当部長さん、課長さんの出席のもと西岐波地区「口腔ケア」運動推進大会を開催し、地区における口腔ケア運動の実践活動を始めたところです。

政府においては、全国民に毎年の歯科健診を義務付ける「国民皆歯科健診」の導入に向け検討を始めるとのことです。今後、この活動が拡大することを願い、是非、市民の皆様には、積極的に歯科健診を受診していただき、健康管理に努めていただきたいと思っております。

それでは、通告に従い、2 問ほど一問一答形式で質問をさせていただきます。

（質問１）土地や家屋の諸問題についてです。

国においては、人口減少や少子高齢化により、所有者不明土地など大きな課題となっており、法律や制度の見直しが行われようとしています。そのような中で、

宇部市においてどのような改善ができるか議論をしてみたいと思います。
そこで、
（１）相続登記が義務化となった民法と不動産登記法の改正の内容について、
　　お伺いします。
（回答）
　近年、土地の所有者が直ちに判明しない、あるいは判明してもその所有者に連絡が付かない、いわゆる「所有者不明土地」が全国的に増加しています。
　これにより、公共事業や復旧・復興事業の遅れ、土地の有効活用への障害や近隣土地への悪影響など、様々な問題が生じています。
　このため、国はその対策として、令和３年４月２１日に民法及び不動産登記法の一部を改正し、同月２８日に公布しました。
　改正の主な内容としては、民法においては、令和５年４月１日から、　所有者不明の土地、建物に特化した新たな財産管理制度を創設すること、また、隣地を円滑、適正に使用することができるように相隣関係のルールの見直し等が行われます。
　次に不動産登記法においては、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されるとともに、相続人申告登記制度が創設され、より簡易な仕組みで相続登記が行えるようになります。
　また、住所等の変更登記の申請の義務化や所有者ごとに所有している不動産を一覧化し、証明する制度も設けられます。

（再質問として、相続登記の義務違反について質問をし、その取得を知った日から３年以内に申請をしないと、過料の罰則があるとの答弁がありました。）

次に
（２）法施行までの宇部市の取組についてお答えください。

（回答）
　法改正を踏まえて、本市では、納税通知書の発送時や所有者が亡くなられた際の手続の機会などを利用して法改正に伴う制度の内容をお知らせするとともに、法務局とも連携して、相続登記を促すよう啓発を行っていきます。

（この問題を取り上げた主旨は、不動産取引において隣地を含め開発したほうがより効果があるが、隣の土地・家屋の所有者の情報が入手することができないので、固定資産税の情報を持っている宇部市に問い合わせがある。しかし、現在のところ情報提供は行っていないということであるので、再質問で、今回の法改正

の趣旨をふまえて、情報の提供が行えないかとの考えで質問をしました。業者に所有者情報を開示していくことは、難しい問題があると思うので、所有者に取引したい業者の情報を知らせて上げることは、問題はないのではないかと提案をし、検討を要望しました。）

　次の質問ですが、県外に住んでいる知人から、実家の親が施設に入居し、現在は誰も住んでいない。今後どうすればいいのかとの相談が多々あります。市としてどのような対応をとっておられるのか、
（３）空き家問題についてお伺いします。

（回答）
　本市では、増加傾向にある空き家に関する様々な苦情や相談などに対応するため、総合相談窓口「空き家１１０番」を本庁及び各ふれあいセンターに設置し、迅速かつ適切に対応できる体制を整えています。
　「空き家１１０番」に寄せられる相談のうち、売却や賃貸などを希望される方については、「住宅情報バンク」への登録や山口県宅地建物取引業協会などを案内し、空き家を探している方とのマッチングにより住宅の流通促進につなげています。
　なお、「住宅情報バンク」については、平成２７年度から令和３年度までに４３０件の空き家が登録され、そのうち、成約に至ったものが２３４件となっています。
　また、山口県と連携して「空き家セミナー」を開催し、空き家問題についての理解促進を図るとともに、併せて、司法書士、宅地建物取引士、建築士等との個別相談会も行っているところです。
　一方で、権利関係や市場性、資金面などの複雑な課題を抱える案件については、今後、不動産、建築、法律、金融などの専門家による「空き家流通促進プラットホーム」を構築し、課題解決に向けた相談体制を確立することで、流通の促進を図っていきます。

（再質問として具体的に相談したいときには、住宅政策課に相談していただければ対応するということでした。）

次の質問ですが、農地についても同じような相談があります。
管理が大変なので、寄付を受けてくれるところがあれば、寄付したいという相談ですが、

（４）農地問題についてお伺いします。

（回答）
　農林水産省の「農林業センサス」によると、高齢化や後継者不在による担い手不足の進行等により、全国的に耕作放棄地が増加をしています。
　そのような状況のもと、国は担い手への農地の集積・集約化と新規就農者の参入促進等を図るため、平成２５年に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」を施行し、各都道府県に耕作放棄地に関する情報の把握や農地の貸付・管理などを担う 農地中間管理機構を設置しました。
　本市においても、農地が減少するなか、耕作放棄地が占める割合は増加しており、耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効活用につなげるため山口県における農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社と連携して、認定農業者をはじめとする担い手への、農地の集積や農地貸借支援などに取り組んでいます。
　本市では、今後とも、耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、本市ウエブサイトや広報誌などで、やまぐち農林振興公社と 支援制度の一層の周知を図っていきます。
　令和４年３月に策定した、 宇部市農林水産業振興計画」を推進していく中で、今後とも、地域の農業委員や県農林水産事務所、ＪＡ山口県等の関係機関と連携して、 地の有効活用に取り組んでいきます。

（再質問として、耕作できなくなった時の相談は、農業振興課に相談いただければということでした。）

（質問２）基金について
　基金については、それぞれ設置目的があり、その目的に従い事業費の財源として運用されます。基金によっては、設置当時の目的が失われ、基金が塩漬けになっているものもあるのではないかと思い質問をするものです。
　そこで、
　（１）基金の役割についてお伺いします。

（回答）
　地方自治法において、基金は、普通地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けることができると規定されています。
　また、普通公共団体の財政運営の基本として、会計年度において支出する財源

は、その年度の収入をもってこれに充てるという原則がありますが、基金に積み立てられた資金は、特定の目的の施策や事業を計画的に進めていく上で、年度をまたいで活用ができるものとなります。
　一般的な基金の種類、役割としては、地方財政法の規定にしたがい、突発的な災害など緊急を要する経費の財源や、年度間の財源の不均衡を調整する役割を果たす「財政調整基金」、 公債費の増加に備える「減債基金」、そのほか、
特定の目的のために資金を積み立て運用する
「特定目的基金」があります。
　なお、基金は、篤志者からの寄附の受け皿としての役割も果たしており、特定の目的のために採納した寄附金については、後年度、寄附者の意向に沿って、事業の財源として活用することが可能となります。

（再質問では、宇部市の基金の状況は、35 の基金があり、基金残高は、約 162 億円あるということで、県内 13 市の基金設置状況について基金の数は宇部市が２番目に多く、基金残高は、４番目に多いという状況です。）

（２）近年運用されてない基金についてお伺いします。

(回答)
本市が設置している３２の基金のうち、法令等により設置が必要となっているものや、近い将来、事業の実施に活用する予定があるものを除き、過去５年間において、預金利息等以外の積立て、また、取崩しを行っていない基金は、美術館建設基金、ふるさと水と土保全基金、水洗便所改造基金の３つとなっています。

(再質問として、基金の残額として、美術館建設基金は 1087 万円、ふるさと水と土保全基金は 524 万円、水洗便所改造基金は、21 億４千万円でした。）

（３）基金の統廃合についてお伺いします。

(回答)
　基金は、設置条例で定める特定の目的に応じて、処分、運用することが可能ですが、状況の変化等により、設置当時の目的が失われた基金や、使途が不明瞭になった基金なども存在します。
　また、ふるさと納税制度の開始に伴い、平成２０年度に ふるさと応援基金を設置したことから、現在では、特に使途を指定されない寄附金については、ふる

さと応援基金がその受け皿となり、柔軟に施策、事業の財源として活用しているところです。
　一方で、公共施設マネジメントの推進など、中長期的に着実に進めていく施策については、新たに基金を設置することも検討していく必要があります。
　このため、改めて、現在の基金について、設置の経緯・目的や、事業実現の可能性等の調査を行い、円滑な財政運営の視点も踏まえて、今後、基金の統廃合を進めていきます。

（再質問として、土地開発基金について問いただしましたが、この土地開発基金は、事業を円滑に進められるよう、土地の先行取得を機動的に行うために設置されたもので、地価が上昇していたころと違い、その目的は薄らいでおり、廃止について検討したいということでした。令和２年度末の残額は、約２０億８５００万円です。）
（要望）
今後、第二期庁舎の建設、中心市街地の活性化、アフターコロナを見据えた施策など、今後、支出の増大が懸念されるということで、行財政改革の上からも基金の更なる適正化に向けた見直しは必要であろうと思います。限られた財源で今後の事業を運営していかなければなりません。思い切った改善を図られるよう要望し、すべての質問を終わります。

以上、報告を終わりますが、異常に暑い日が続きそうです。くれぐれもご自愛ください。